

# 1. 介護用品支給事業について



加賀市健康福祉部長寿課

平成30年12月20日



# 1. 在宅介護用品給付事業の概要

## 事業の目的

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ること。

## 対象者

介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等。  
ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が  
高い方に限る。

## 支給方法

入札により決定した市指定の事業者が、市が指定する介護用品を月1回要介護者宅まで配送する。

## 支給金額

給付限度額を月額6,000円とし、限度額を超える分については利用者が負担する。

## 財源

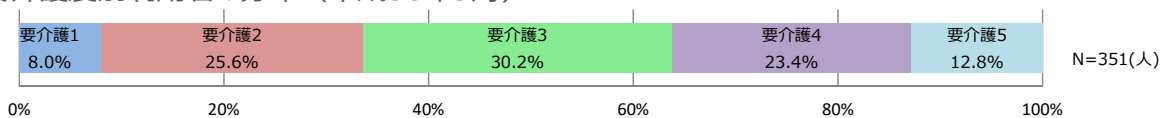
国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%

## 利用状況（平成30年9月）

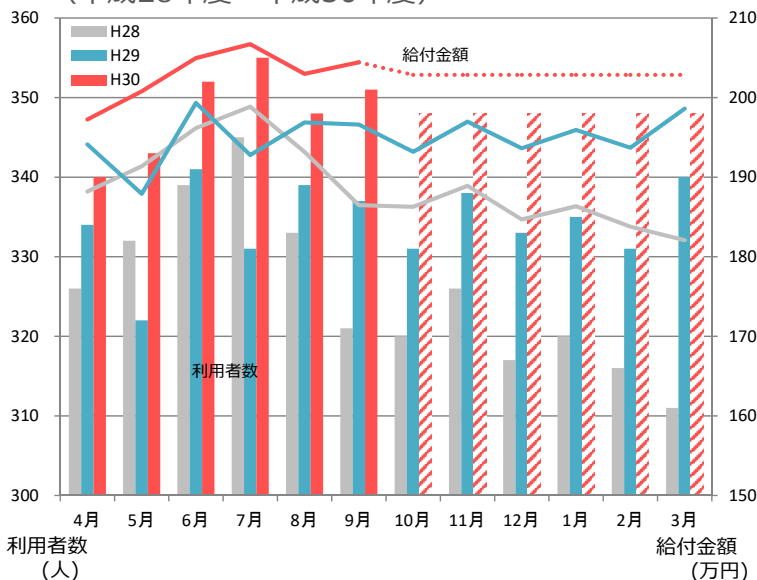
利用者数 351人 平均利用金額 5,824円 合計支給金額 2,044,390円

# 2. 現行制度の利用状況について

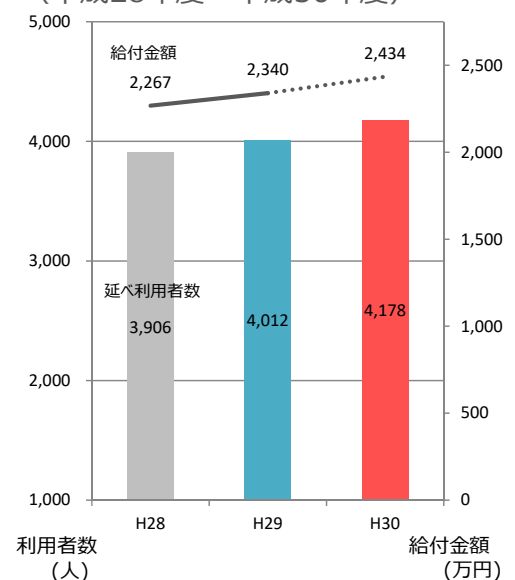
## ① 要介護度別利用者の分布（平成30年9月）



## ② 月別利用者数・給付金額の推移（平成28年度～平成30年度）



## ③ 年間延べ利用者数・給付金額の推移（平成28年度～平成30年度）



## 3. 国の動向①

### 地域支援事業（任意事業）の見直し

地域支援事業（任意事業）は、様々な事業を行うことができる一方、国の義務的経費（国庫負担金）としての性格を有する事業でもあることから、全ての事業について国の補助事業として行う必要があるのかについて検討が必要。

### 見直しの考え方

- ・地域支援事業（任意事業）として実施できる対象事業を明確化。
- ・具体的には、・・・介護サービス給付（保険給付）の上乗せ・横出しとなるものであり、市町村特別給付又は保健福祉事業等・・・により実施すべきものについては任意事業の対象外とし、・・・

※介護用品支給事業については、保険給付の横出しサービスとして市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体を実施している状況に鑑み、当分の間、平成26年度に実施している市町村においては当該事業を実施することが可能

地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて（抜粋）  
（平成27年2月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

『**激変緩和措置**』とされている

## 4. 国の動向②

平成30年度以降の激変緩和措置の取扱いについては、

ア 平成29年5月に改正法が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等の観点から、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくところであり、介護用品の支給についても、こうした観点に立ち、適切な支給を行い、高齢者の自立支援等に資する取組が求められていること

イ 地域包括支援センターの事業評価の実施を通じた適切な人員体制の確保などの機能強化や、介護離職防止を含む家族を介護する者への支援の強化、ケアプラン点検等の介護給付費適正化の取組強化の重要性が高まる中、市町村は包括的支援事業・任意事業の実施に当たり、地域の課題を踏まえた更なる効果的・効率的な事業運営が求められており、介護用品の支給の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営等、他の事業との政策の優先順位を勘案した上で、市町村特別給付への移行等について十分に検討を行っていただく必要があることを踏まえ、

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること（上記ア関係）
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること（上記イ関係－1）
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること（上記イ関係－2）

を実施の要件とすることとし、今後、地域支援事業実施要綱及び交付要綱について所要の改正を行い、市町村の対応の状況について報告を求める予定である。

平成30年度以降の激変緩和措置の取扱い（抜粋）  
（平成30年3月6日担当課長会議資料 p 368）

# 5. 今後の方向性について

## 対象者要件の検討

- ・要介護者の心身状況（要介護度、認知症高齢者自立度、障害高齢者自立度等）
- ・養護者の状況（実際に介護している月数、日数等）
- ・所得状況（本人及び世帯員の市民税課税・非課税状況等）

## 支給方法の検討

- ・現物給付方式・・・介護用品及び周辺用品の現物を、利用者宅まで配送する。
- ・商品券方式・・・介護用品のみ利用可能な券を発行し、利用者家族が店舗へ出向き商品券と現物を引き換える。
- ・現金給付方式・・・介護慰労金という形で、介護を行う家族に対し一定金額を給付する。

## 財源の検討

- ・市町村特別給付、保健福祉事業 ⇒ 保険料引き上げ対応
- ・市町村独自事業 ⇒ 一般財源で対応

# 6. 参考資料

## 市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
<b>制度概要</b>	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
<b>財源</b>	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	一般財源
<b>対象者</b>	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
<b>実施例</b>	・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給 / 等	・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業 / 等	①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業 / 等）	・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス / 等

対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。

財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。

財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。

事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。

引用：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高齢者の在宅生活を支えるための市区町村における独自施策についての調査研究事業」（平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）